

令和8年度山形県海外相互交流拡大支援事業費補助金募集要項

1 目的

県民の海外渡航及び海外交流活動を促進するため、県内の団体が渡航先において本県のPRと相互交流の拡大を図る事業を行う場合に補助するものです。

2 補助対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業を補助対象とします。

- (1) 令和8年8月1日から令和9年3月31日までの間に実施すること。
- (2) 主として山形県内で活動を行い、主たる拠点を山形県内に有している2名以上で構成されている団体（観光協会、親善協会、観光交流協会、その他これに類する法人は除く）が行うものであること。
- (3) 営利活動を目的としていないこと。
- (4) 今後の相互交流を具体的に働きかけ、観光交流活動に繋げるため、本県のPR等を行うこと。
- (5) 今年度、本補助金の交付を受けた団体によるものでないこと。

3 補助件数及び補助金の額

- (1) 補助件数：15件程度（予算の範囲内となります。）
★書面審査のうえ採択団体を決定します。
- (2) 補助金額（1件）：上限10万円（補助率1/2）
★ 補助金の額は、次の補助対象経費の合計額（その経費のための県を含む他の公的機関からの助成金があるときは、当該助成金の額を控除した額）の2分の1の額（千円未満切り捨て）又は100,000円のいずれか低い額とします。

補助対象経費

補助対象経費
(1) 報償費（コーディネーター・協力者への謝金、相手方への記念品代等）
(2) 旅費（団体の渡航に要する経費）
(3) 消耗品費（PR等に使用する県産品等の購入費、資料・事務用品等の購入費、写真現像代）
(4) 印刷製本費（資料・パンフレット・ポスター等の印刷費等）
(5) 役務費（運送料、PRに使用した衣装等のクリーニング費）
(6) 使用賃借料（会場使用料、施設・備品の賃借料、PRに使用する県産品等の賃借料）

4 応募について

- (1) 参加申込書提出締切
令和8年6月15日（月）17時まで（必着）
応募書類提出締切
令和8年6月29日（月）17時まで（必着）
★ 応募する場合は、必ず参加申込書を期日までに提出の上、応募書類を提出してください。
参加申込書もしくは応募書類提出のどちらかの提出が確認できなかった場合、書類不備として応募は認めません。
- (2) 提出書類

①	参加申込書
②	事業計画書（別記様式1号）

③	補助金所要額調書（別記様式2号）
④	行程表
⑤	定款や規約等の事業実施主体の業務内容や活動内容・実績が確認できる書類
⑥	振込先口座の通帳の写し
⑦	その他知事が必要と認める書類

（5に記載する審査により事業採択された場合に上記①～⑦に追加で提出するもの）

⑧	補助金交付申請書（提出期限は審査結果の通知の際にお知らせします。）
---	-----------------------------------

※ ⑥振込先の口座は、原則として団体名義のものを準備してください。団体名義の口座の開設が間に合わない、開設できない場合、代表者名義の口座で申請することも可能です（その場合は委任状が必要です）。

★ 提出書類の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができます。

★ 提出された書類に不備がある場合は、記載された連絡先に連絡します。

★ 提出の際は、「令和8年度山形県海外相互交流拡大支援事業費補助金交付要綱」も併せてご確認ください。

※ 山形県ホームページで「令和8年度山形県海外相互交流拡大支援事業費補助金」と検索してください。

（3）提出方法

電子メール（1つのPDFファイルにすること）、持参・郵送（全て片面印刷とし、ホチキス止めはしないこと）にて提出してください。

★ 応募に係る経費はすべて申請者の負担とします。また、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

（4）提出先及び問合せ先

【メールの場合】

ykankopro@pref.yamagata.jp

【持参・郵送の場合】

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県観光文化スポーツ部観光プロモーション課 海外プロモーション係

【問い合わせ先】

上記メールアドレス又は023-630-2289（観光プロモーション課）

5 審査について

（1）審査方法

山形県海外相互交流拡大支援事業審査会において審査委員が審査します。

（2）審査項目

① 事業内容について	補助金の趣旨に合致しており、PR内容や方法が効果的かどうか。
② 交流活動について	渡航前後にオンラインなどで交流活動が行われるかどうか。事業の対象者やその人数、時間。
③ 今後期待される効果	継続的な相互交流が可能なものかどうか。

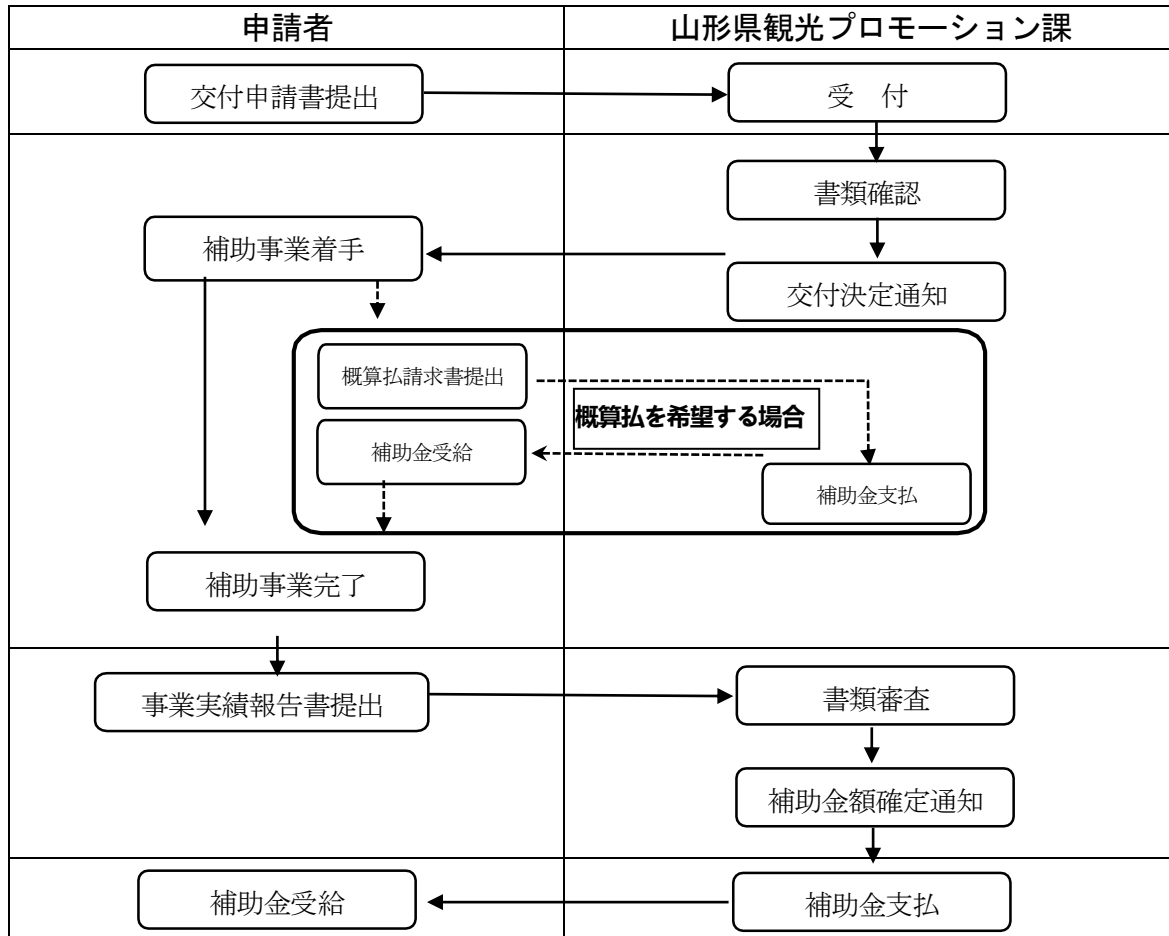
（3）審査結果の通知

審査結果は、審査会后、応募団体に「観光文化スポーツ部観光プロモーション課」から文書でお知らせします。事業が採択された団体は速やかに補助金交付申請書を提出してください。

(4) 交付決定までのスケジュール

項目	日程	備考
参加申込書提出 (応募者→県庁担当課)	6月15日まで	
応募申請書提出 (応募者→県庁担当課)	6月29日まで	
書面審査会	7月上旬予定	
審査結果の通知 (県庁担当課→応募者)	7月中旬頃予定	観光プロモーション課から通知
交付申請書提出 (応募者→県庁担当課)	7月中旬頃予定	
交付決定 (県庁担当課→応募者)	7月下旬頃予定	

6 採択後の流れ



★ 交付申請受付後に、交付決定を書面で通知しますので、必ず、補助金の交付決定後に補助事業に着手してください。

★ 補助事業着手後に、補助金の概算払を受けることもできます。

7 留意事項

助成を受けた団体は、下記規則、交付要綱を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

- ・ 山形県補助金等の適正化に関する規則
- ・ 山形県海外相互交流拡大支援事業費補助金交付要綱